

岡田真弓著

『イスラエルの文化遺産マネジメント 遺跡の保護と活用』

慶應義塾大学出版会, 2017年9月, 252頁, 定価6,500円(税別)

安 倍 雅 史^{*}
ABE Masashi

I. 本書の構成

序

第I部 イスラエルの文化遺産の概要

第一章 文化遺産の定義の歴史の変遷

第二章 イスラエル社会の重層性

第三章 イスラエルの文化遺産マネジメントに関する先行研究

第II部 法制度から見たイスラエルの文化遺産マネジメント

第四章 イスラエルの文化遺産マネジメントの歴史

第五章 文化遺産マネジメントにおけるイスラエルと国際社会の関係

第六章 国立公園・自然保護区に係る法律

第III部 遺跡の遺産化の実態

第七章 イスラエル政府主導の文化遺産マネジメント

第八章 非政府団体主導の文化遺産マネジメント

結論

II. 本書の内容

本書の著者岡田真弓氏は、パブリック考古学の分野で活躍する新進気鋭の研究者である。中東のイスラエルやパレスチナにおいて文化遺産の保護と活用に関する研究を実施するほか、先住民に属する文化遺産の保護や所有権、返還に関する問題についても研究を行っている。また、北海道の礼文島において浜中2遺跡の発掘調査に参加し、研究成果の地域社会への還元や教育普及活動にも積極的に貢献している。

本書は、岡田氏が2015年に慶應義塾大学大学院に提出した博士論文を修正・加筆したものであり、イスラエルにおける文化遺産の保護と活用をめぐる法制度の変遷と実践例を多角的な視点から実証的に検討した力作である。

* 東京文化財研究所 文化遺産国際協力センター 研究員
Researcher, Japan Center for International Cooperation in Conservation, the Tokyo National Research Institute for Cultural Properties

私は中東の考古学を専門としているが、イスラエルはきわめて興味深い国である。イスラエルは中東のなかで最も考古学調査が盛んで、研究者の層も厚く、埋蔵文化財行政もしっかりと確立した国である。また、考古学は国民のなかで人気が高く、「国民的趣味」とさえ称されているという。

では、なぜ、イスラエルでは、ここまで考古学が盛んなのか？私は、本書を読むまで、それは、イスラエルでは考古学が政治と密接に関わってきたからだ、と捉えてきた。1948年にイスラエルが建国されると、ユダヤ人は建国の正当性を証明しなければならなくなった。考古学や文化遺産は、旧約聖書の史実性を証明し、この地域へのユダヤ人入植の正当性を歴史的に裏付けるために長年利用されてきたと、私は漠然と考えてきた。

しかし、岡田氏による本書「イスラエルの文化遺産マネジメント 遺跡の保護と活用」は、私が持っていたステレオ・タイプな見方に、メスを入れる画期的な本であった。

本書は、序論、第I部「イスラエルの文化遺産の概要」、第II部「法制度から見たイスラエルの文化遺産マネジメント」、第III部「遺跡の遺産化の実態」および結論から構成される。

序論では、まず、本書の目的と研究対象および研究手法が述べられている。本書の目的は、イスラエルにおける文化遺産マネジメントの歴史的な全体像と特徴を解明することであり、この目的のために、「遺跡の保護と活用に関する法制度」と「イスラエルで行われてきた遺跡の保存と活用の実践例」を多角的に検討すると述べている。

第I部「イスラエルの文化遺産の概要」では、まず第一章の「文化遺産の定義の歴史の変遷」において、文化遺産の定義が歴史的にどのように変化してきたかを論じ、第二章の「イスラエル社会の重層性」においては、イスラエル社会の概要が紹介されている。

第I部第三章「イスラエルの文化遺産マネジメントに関する先行研究」では、イスラエルの文化遺産マネジメントに関する先行研究を取りあげ、「考古学・文化遺産の政治利用」、「宗教と文化遺産」、「観光と文化遺産」という3つのテーマから検討している。その結果、「イスラエルにおいて考古学・文化遺産が政治的に利用されている。」と指摘する先行研究の多くは、実は、マサダ遺跡やエルサレム遺跡群といった極端な事例を限定的に取り上げ議論しているに過ぎないと、岡田氏は批判する。そして、このような特徴が、イスラエルの考古学・文化遺産マネジメントの全体的な特徴として一般化できるかは、疑わしいと述べている。また、岡田氏は、聖書考古学の方法論に対する批判が、混同され、イスラエルの文化遺産の保存・活用の在り方にもおよんでいると指摘している。さらに岡田氏は、イスラエルの文化遺産マネジメントの中核を担ってきた国立公園・自然保護区制度に関する研究は不十分であり、また観光学からの研究も十分でないと指摘している。

第II部「法制度から見たイスラエルの文化遺産マネジメント」と第III部「遺跡の遺産化の実態」は、本書の骨子である。

第II部第四章「イスラエルの文化遺産マネジメントの歴史」では、オスマン帝国時代末期から現在に至るまで、遺跡の保護と活用に携わった人物や学術・行政機関の活動に焦点をあてながら、イスラエルで作成された文化遺産に関する法制史をたどり、文化遺産マネジメントに対する価値観や国立公園や自然保護区といった制度、また国立公園と自然保護区を管轄するイスラエル自然・公園局といった組織がどのように形成されてきたのかを明らかにしている。

第II部第五章「文化遺産マネジメントにおけるイスラエルと国際社会の関係」では、文化遺産の

管理権をめぐるイスラエルとパレスチナ自治政府間の葛藤を考察している。1988年にパレスチナ国家の独立宣言が発表され1993年にオスロ合意が署名されると、パレスチナ自治政府が、限定的ではあるもののパレスチナ自治区内の遺跡の発掘や保護・活用を実施するようになる。しかし、岡田氏は、パレスチナ自治区内には、イスラエルが建設した国立公園や自然保護区が12箇所存在し、イスラエルがその所有権を有しているなど、深刻な問題が存在すると指摘している。またユネスコの世界遺産登録に関しても、イスラエルとパレスチナ自治政府の間に葛藤が存在する。2011年に、パレスチナ自治政府は、国家としてユネスコに正式加盟し、現在、2件の世界遺産を有している。しかし、現在パレスチナ自治政府が世界遺産登録を目指す案件には、イスラエルと領有問題を抱える文化遺産が相当数含まれており、ユネスコ、イスラエル、パレスチナ自治政府間の政治的火種になっていると岡田氏は述べている。

第II部第六章「国立公園・自然保護区に係る法律」では、イスラエルにおいて文化遺産の保存と活用の中核を担ってきた国立公園と自然保護区を規定する法律の条文分析を行っている。現在、イスラエルでは、計76の国立公園と自然保護区が一般公開されている。国立公園と自然保護区の線引きは曖昧である。遺跡の保存と展示に主眼を置いた国立公園もあれば、自然環境の保護とレクリエーションの提供を目的とした国立公園も存在する。また、自然保護区の中なかで、遺跡が保存・展示されている例も存在する。国立公園・自然保護区に関する主要な法律は、1963年、1992年および1998年に施工されている。岡田氏は、これら3つの法律の条文を読み解き、1)当初、国立公園と自然保護区では、歴史学習や文化・自然遺産保護に重点が置かれていたが、しだいに娯楽に重点が置かれるようになったこと、2)国立公園と自然保護区指定に関して次第に地方自治体の権限が増したこと、3)イスラエル建国後の近代歴史遺産も保護の対象になっていったこと、を特徴的な変化としてあげている。また、こうした変化が起きた背景についても考察を行っている。1)に関しては、国立公園に関しては、当初から観光資源としての役割りが期待されていたため、徐々に観光資源としての側面が強まっていったのはごく自然なことだと述べている。また、自然保護区に関しては、1998年に一つの部局が国立公園と自然保護区を同時に管轄するようになったため、このことが経緯となり、自然保護区にも娯楽性が求められるようになったと結論付けている。2)に関しては、1980年代の都市の再開発に伴い、文化遺産マネジメントにおいて地方自治体の権限が増したと述べている。3)に関しては、その原因を、1980年代以降のキブツやモシャブの住民らによる郷土資料保存運動の高まりや1980年代の都市の再開発による「遺産」の見直しをあげている。

第III部では、イスラエルで行われてきた遺跡の保存と活用の実践例が検討されている。第III部第七章「イスラエル政府主導の文化遺産マネジメント」では、まず、どのような遺跡が史跡整備の対象として選定されてきたかを考察している。まず、イスラエルの史跡開発局が建国まもない1954年と55年に選定・整備した33箇所の遺跡を分析し、次に、1964年に国立公園と自然保護区制度が確立されてから現在までの間に、イスラエル自然・公園局が選定・整備した48遺跡を分析し、比較考察している。その結果、史跡開発局による整備では、古代イスラエル民族との関わりが強い旧約聖書時代の遺跡が整備の対象となることが多かった一方、1964年以降は、対象がより幅広い時代、多様な文化の遺跡が保護の対象になっていったと結論付けている。これは、観光資源としての遺跡、あるいは社会の公共財産であり教育的娯楽としての遺跡という側面が強まっていったためだと解釈している。最後に、1964年以降、国立公園・自然保護区の保護対象となった遺跡において、どのよ

うな文化層・遺構が発掘され、そのなかから、どのような文化層・遺構がピック・アップされ保存・展示されたかを分析している。この結果、ローマ時代とビザンツ時代の文化層はとくに多く発掘されており、その多くが保存・展示されていることを明らかにした。また旧約聖書と関連の深い鉄器時代の文化層も、ローマ・ビザンツ時代ほどは発掘例が多くないものの、発掘された大半が保存・展示されていることを明らかにした。ローマ時代とビザンツ時代の文化層は見栄えのする観光資源として保存・展示に重点が置かれ、また旧約聖書に関係する鉄器時代の文化層は無視できない存在であったと結論付けている。また、遺構の種類に関しては、最も多く発掘された遺構は、城壁・城門・要塞といった防衛関連遺構であり、次に多く発掘された遺構は、キリスト教教会といった宗教遺構であったと述べている。これらの遺構の大半は、保存・展示されている。キリスト教教会がとくに多く発掘されたのは、もともとキリスト教の研究者やフランシスコ修道会が高い関心を持って調査していたことに加え、1948年以降は、イスラエル政府の文化政策にも後押しされたからだと述べている。

第Ⅲ部第八章「非政府団体主導の文化遺産マネジメント」では、ユダヤ民族基金、イスラエル史跡保存協会、西壁遺産財団、フランシスコ修道院を取り上げ、非政府団体が実施している文化遺産マネジメントに関して考察を行っている。20世紀前半のユダヤ民族基金の活動は、パレスチナにおいてユダヤ人入植者のために土地を購入することであった。しかし、イスラエル建国後は、その活動が徐々に下火となり、森林管理と自然保護が主だった活動となっていく。1980年代に入ると、政府による観光開発に呼応し、所有地の中にある遺跡や歴史的建造物、戦跡等の整備を始めていく。しかし、ユダヤ民族基金の活動は、あくまで森林や河川といった自然環境を保護することを優先したものであり、遺跡の保存や展示に重きは置かれていないと岡田氏は結論付けている。イスラエル史跡保存協会は、18世紀以降のイスラエルへのユダヤ人入植者たちの痕跡を保存し社会に広く伝えることを目的に、2008年に設立された非営利団体である。岡田氏は、イスラエル史跡保存協会は、イスラエルの近代遺産の保存・活用に貢献し、イスラエルの文化遺産の多様性を高めることに貢献していると結論付けている。西壁遺産財団は、1988年にイスラエル政府によって設立された非政府系団体であり、ユダヤ教徒の聖地であるエルサレムの西壁と西壁広場の管理・運営を行い、西壁トンネル内のツアーを実施している。岡田氏は、西壁遺産財団が実施する文化遺産マネジメントは政府主導の文化遺産マネジメントとは大きく異なり、ユダヤ教という宗教を全面に押し出した文化遺産マネジメントが実施されていると結論付けている。西壁遺産財団は宗教省との結びつきが強く、このようなマネジメントの在り方の背後には宗教省が存在すると指摘する。いまだに帰属が定まらず、さまざまな宗教の聖地であるエルサレムに関わる文化遺産マネジメントを非政府団体に行わせている背景には、諸外国からの批判をかわす目的があると推察している。キリスト教の一派フランシスコ修道会は、キリスト教会遺構の発掘と保存を積極的に行ってきた組織である。岡田氏は、フランシスコ修道院による保護の対象は、聖蹟や古代の教会堂、それに関連する施設であり、あくまでキリスト教の教義の理解と普及がその目的であると結論付けている。

結論では、本書において「遺跡の保護と活用に関する法制度」と「イスラエルで行われてきた遺跡の保存と活用の実践例」を多角的に検討した結果、以下の3点が明らかになったとまとめている。1) イスラエル政府主導の文化遺産マネジメントは、自国のアイデンティと旧約聖書の歴史記述との結びつきを強めることだけを目的にしたのではなく、観光産業の開発も主だった目的としており、ロー

マ時代やビザンツ時代の見栄えのする遺跡が観光資源として積極的にマネジメントされてきた。2) イスラエルの文化遺産マネジメントは、時間とともに大きく変化した。国立公園・自然保護区制度のもと、当初、遺跡は歴史学習のための場として保存されていたが、次第に、娯楽や参加型余暇に重きが置かれるようになっていった。また、1980年代以降は、イスラエル建国史への関心が高まり、それに関わる近代遺産を保護する動きが各地で起こっていった。また、各都市の再開発に伴い、地方政府も文化遺産行政を担うようになっていった。3) イスラエルでは、非政府系団体も大きな役割を演じている。このような状況は、特定のイデオロギーに偏った文化遺産マネジメントに陥る危険性を内包しているが、イスラエルの文化遺産が多様な視点から後世に継承することを可能にしている。

今回、岡田氏により、イスラエルの文化遺産マネジメントに焦点をあてた専門書が、日本国内で出版されたこと自体驚くべきことである。現代社会と考古学の関係を研究対象としたパブリック考古学という分野が日本で市民権を得たのは、ごく最近のことである。日本国内の事例を論じた論文・著作もいまだ少ないなか、海外の文化遺産を対象にこのような大作をまとめあげたことに、多いに感心した。

また、イスラエルは、シオニズム運動の結果、新たにパレスチナに入植してきたユダヤ人が中心となって1948年に建国した新しい国家である。このイスラエル建国が持つ特殊性またユダヤ教、キリスト教、イスラムの3宗教の聖地エルサレムを有するという特殊性ゆえに、イスラエルの文化遺産マネジメントを論じた本書も大変刺激的な内容となっている。

現在、イスラエルの文化遺産は、世界的に注目を集めるトピックである。2011年に、ユネスコが国家としてパレスチナ自治政府の加盟を正式に認めると、アメリカはこれに対し強く抗議し、ユネスコへの分担金の支払いを止めることを決定している。その後も、イスラエル、アメリカ、ユネスコの関係はくすぶり続けた。そして、2017年7月にユネスコがパレスチナ自治区内のヘブロン旧市街をパレスチナの遺産として世界遺産に登録することを決定すると、アメリカとイスラエルはこれに強く反発し、本書出版後の2017年10月12日に、ついにユネスコからの脱退を表明している。本書はパブリック考古学の専門書として秀逸である一方、このような国際情勢を理解するうえでも非常に参考となる本である。考古学者や文化遺産学者だけではなく、ぜひ様々な専門家の方にも読んでいただきたい本である。筆者は、本書を通じて、あらためて考古学や文化遺産は現代社会と切り離して考えることのできない存在だと気付かされた。

本書の最後にて、岡田氏は、今後、他地域においても、文化遺産マネジメントの研究を進めていきたいと意気込みを語っている。ぜひ、研究を深化させ、第2弾、第3弾と本を出版されることを期待する。